



狛福政発第 000068 号
令和 2 年 5 月 29 日

狛江市監査委員 東海林 和彦 様
同 石川 和広 様

狛江市長 松原 俊輔



平成 31 年度定期監査結果に基づく改善状況について（報告）

令和 2 年 3 月 17 日付け狛監委第 000085 号により報告いただきました平成 31 年度定期監査の結果に基づき、別紙のとおり改善をいたしましたので報告いたします。

別 紙

平成 31 年度定期監査結果に基づく改善状況報告書（福祉保健部）

各課共通

- 1 備品の管理については、財務会計システム（備品管理支援）の活用により行われているが、各課の備品の管理状況について確認するも備品台帳と現物の突合等、備品の管理は行われていないとのことであった。今後は、備品台帳と現物の定期的な突合を行うなど、適正な備品管理に努めていただきたい。
 - 猪江市物品会計事務規則に基づき、備品台帳と現物の突合を行い、適正な備品管理に努めてまいります。
- 2 金庫やキャビネット等、各課で管理している鍵については、個人の引出等に保管されていたが、鍵のリスト等も無く紛失の危険も考えられることから、リスク管理を踏まえ適正な管理、保管に努めていただきたい。
 - 鍵の管理については、鍵を整理整頓し、リスク管理を踏まえ適正な管理、保管に努めてまいります。

地域福祉課

- 1 民生委員について、現在、定数 54 人に対し欠員が 8 名のことである。民生委員は、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談、援助活動を行う地域住民の身近な相談相手であり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ大切なパイプ役となっている。これまでも様々な方策により欠員解消に努力しているところではあるが、引き続き欠員を解消できるよう努めていただきたい。
 - 民生委員については、引き続き欠員解消に向けた取組を行い、令和 2 年 3 月 1 日時点で 2 名増となりました。これにより、こまほっとシルバー相談室が設置されている一部地域を除き、全ての地域に民生・児童委員が委嘱されたこととなります。
なお、現在欠員の 6 地区につきましても、引き続き、欠員解消に向けて取組を進めてまいります。

福祉相談課

1 生活保護システム保守点検委託及び中国残留邦人支援システム保守委託において、委託料の支払いについて仕様書で定められている条件とは相違する履行が見受けられたので、適正な事務処理に努めていただきたい。
(仕様書では半期に一度請求とあるが、毎月払いをしている。)

○ 令和2年度の委託契約におきまして、仕様書に合わせ半期払いに改めました。今後も、適正な事務処理に努めてまいります。

2 収入印紙について

委託事業における契約書に収入印紙の貼付漏れが散見された。印紙税の納税義務者は請負事業者であり、収入印紙の貼付については税務署が判断すべきものではあるが、本来、収入印紙の貼付が必要な契約に対し、未貼付状態の契約の締結は市役所という立場としては適切ではないと思われる。契約書には印紙税法に基づいた適正な収入印紙を貼付されるよう請負事業者への確認もお願いし、適切な契約の締結をしていただきたい。

○ 令和2年度の契約の締結におきましては、請負者へ説明のうえ収入印紙を貼付いただきました。今後も、適正な契約の締結に努めてまいります。

高齢障がい課

1 狛江市社会福祉協議会関係委託（福祉事業委託、障害者福祉センター事業委託、障害者地域自立生活支援センター事業委託、障がい者就労支援事業委託）の支払いにおいて、約款と仕様書間に相違が見受けられたことから、整合性を図るよう改善をお願いする。

約款は業務検査終了後、請求となっているが、仕様書では発注者の請求により支払いとなっている。実際の支払いは4月や4・6・10月で支払われている。

○ 狛江市社会福祉協議会関係委託の支払において約款と仕様書間に相違が見られ、なぜ規定と違う対応が取られているのかとのご指摘につきましては、平成31年度まで契約条項の再確認をすることなく契約を更新していたため、約款条項と契約実務との間に乖離が発生してしまいました。

改善するために必要な取り組みといたしまして、令和2年度の契約にあた

っては契約実務に合わせて契約条項を全面的に改め締結をいたしました。

また本件契約以外にも、令和2年度の契約の締結にあたり、すべての契約案件の仕様書を全面的に再確認し、同様の問題が発生しないよう対処いたしました。

2 介護保険システム機器保守委託において、保守料の支払いにおいて委託契約書に定められている条件とは相違する履行が見受けられたので、適正な事務処理に努めていただきたい。（請求書では、請求は月末締めとなっているが、月末前に支払い起票されている。）

○ 現状において、なぜ規定と違う対応が取られているのかとのご指摘でございますが、年間の保守料は各月払いで定額であるため、これまで事務的な対応を行っていました。

改善するために必要な取り組みとしては、受注者と請求書の受け渡しについての確認を行い、契約書のとおり改善を行いました。

3 収入印紙について

委託事業における契約書に収入印紙の貼付漏れが散見された。印紙税の納税義務者は請負事業者であり、収入印紙の貼付については税務署が判断するべきものであるが、本来、収入印紙の貼付が必要な契約に対し、未貼付状態の契約の締結は市役所という立場としては適切ではないと思われる。契約書には印紙税法に基づいた適正な収入印紙を貼付されるよう請負事業者への確認もお願いし、適切な契約の締結をしていただきたい。

○ 現状において、なぜ規定と違う対応が取られているのかとのご指摘につきましては、委託者、受託者双方とも印紙税法に対する正確な理解が不十分なまま契約事務を履行していました。

改善するために必要な取り組みとしては、令和2年度の契約書の受理にあたっては、契約担当課のみならず担当課においても、適正な印紙貼付がなされていることを確認します。

保険年金課

1 国民年金機器保守委託において、保守料の支払いにおいて委託契約書に定められている条件とは相違する履行が見受けられたので、適正な事務処理に努めていただきたい。（仕様書では、月末締め翌月払いとなっているが、月末前に支払い起票されている）

- 受注者に対し仕様書の説明を行い、請求期日の徹底に努めてまいります。

健康推進課

1 各事業において支出している謝礼金について、歯科検診事業等多くの事業において一律に600円加算して謝礼金を支払っている。この金額は交通費相当額のことであるが、単価の根拠等不明なことから、謝礼金の単価について整理し適切な単価となるよう努めていただきたい。

- 600円の加算については、入材の確保が困難になってきたことから、交通費相当額として平成23年度頃から支払っている。単価の根拠を明確化するため、関係課との協議を行い、単価の見直しを進めてまいります。

2 収入印紙について

委託事業における契約書に収入印紙の貼付漏れが散見された。印紙税の納税義務者は請負事業者であり、収入印紙の貼付については税務署が判断すべきものであるが、本来、収入印紙の貼付が必要な契約に対し、未貼付状態の契約の締結は市役所という立場としては適切ではないと思われる。契約書には印紙税法に基づいた適正な収入印紙を貼付されるよう請負事業者への確認もお願いし、適切な契約の締結をしていただきたい。

- 委託者、受託者双方とも印紙税法に対する正確な理解が不十分なまま契約事務を履行しておりました。

令和2年度の委託契約におきまして、事業者に対して説明を行い収入印紙の貼付について適正な事務処理を実施いたしました。

今後も、適正な事務処理に努めてまいります。